

平成 26 年度大阪府計画に関する 事後評価

平成 27 年 8 月
大阪府

3. 事業の実施状況

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助</p> <p>【事業効果】 病床の機能分化</p>	
事業の達成状況	平成26年度の事業期間が短期間であったこと等から、平成26年度において本事業の補助金の交付実績はなかった。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の創設により、病床の機能分化に向け、急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を行う病院に対する支援施策を創設することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 特に必要性の高い急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を促す点で目標である病床機能分化実現に向けた効率性を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】 1,327,413 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を 15 カ所実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・がん医療体制の充実強化 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度においては、がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室の整備に伴う施設設備整備を 19 カ所実施 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>施設整備等を推進することにより、がん診療拠点病院の機能を充実し、国・府拠点病院に求められる機能に適合するとともに、質・量ともに府内のがん医療の水準向上のための整備を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>がん診療拠点病院の機能を充実することにより、府内のがん医療水準の向上、がんの早期発見やがん治療等の効果向上を図り、がん死亡率の改善に向け府内全域において効率的に事業執行を行えたと考ええる。</p>	
その他	<p>設備整備については、実施病院側において計画的な病院経営を行う必要があることから、事業者決定を年度の早い段階で行い、より一層の効果を図る。</p> <p>短い事業期間であったものの、実施箇所数は目標を超えたことから、本事業へのニーズは高いと考える。継続実施が必要である。</p>	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制構築事業	【総事業費】 1,049 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度は透析医療機関等に対しエイズ治療拠点病院の協力を得て研修会を実施。 ・平成 27 年度以降、透析医療機関及び地域拠点診療所等とエイズ治療拠点病院とのネットワークを整備。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制の構築 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 	
事業の達成状況	地域の透析医療機関、一般診療を行う医療機関を対象に、計 2 回研修会を開催。地域の医療機関でのH I V陽性者への対応と求められる役割等について講演を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>(事業の有効性)</p> <p>H I V陽性者への理解を促進し、地域の医療機関の役割を認識する機会となり、平成 27 年度から実施する地域医療機関向けアンケート調査、協力医療機関の登録への積極的な協力につながる事業となった。</p> <p>(事業の効率性)</p> <p>(一社)大阪府医師会及び大阪透析医会を通じて、事業の案内を行ったことで、府全域の医療機関に効率的、効果的に周知が行えた。</p>	
その他	事業実施にあたり、受諾機関である(一社)大阪府医師会を中心に、大阪透析医会等関係者によるワーキング会議を設置し、事業内容を協議しており、より地域の医療機関への理解促進につながっている。	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.4】 在宅医療介護 I C T連携事業	【総事業費】 93,834 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府下 57 か所で医療介護 I C T連携のシステム導入を支援。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における医療と介護の多職種の情報共有による効率化 ・ 患者満足度の向上 	
事業の達成状況	平成 2 6 年度においては ○国内示後、速やかに事業実施に向けた調整を行い、事業主体を公募したが、関係機関が多職種にわたることから、事業主体内部での調整に時間がかかり、応募がなかったため、事業実績はない。	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 多職種間での情報共有が図られることで、在宅医療・介護サービスの効率化につながると見込まれる。 (2) 事業の効率性 医療介護 I C T連携のシステムを独自に開発するのではなく、既存のクラウドサービスを活用することで、事業主体の初期投資を抑えることができると見込まれる。	
その他	○平成 2 7 年度以降は地区医師会など事業主体の状況を把握し、事業を活用することにより多職種の情報共有に向けて取組む。 ○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.5】 地域医療機関 I C T連携整備事業	【総事業費】 67,905 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度は 3 箇所、地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援する。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 病診連携の推進により在宅医療への復帰促進 	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 か所に対して、地域医療情報ネットワークの導入を支援した ○ I C Tを活用した病院と診療所の情報連携を図ることによって、病院から在宅医療への復帰促進のための体制を整備した 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院の医療情報を診療所等が共有し、地域全体で患者を診る・整えるための患者情報共有ネットワークが構築されはじめたことにより、患者が病院から在宅医療へ切れ目なく移行できるような体制の整備が整い始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業主体が地区医師会と調整をしながら事業を実施したことで、ネットワークに参画する診療所や多職種の広がりが確保され、効率的に病院と診療所の情報連携を図ることができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.6】 ICTを活用した薬薬連携ネットワーク事業	【総事業費】 30,047千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	e-お薬手帳（アプリ）へのバックアップ機能等の追加 【事業効果】 医療機関及び薬局間の迅速・確実な服薬情報の共有化。	
事業の達成状況	○ e-お薬手帳（アプリ）へのバックアップの機能等を追加した。 ○ 追加機能について、モデル地区での機能の検証を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 薬局、医療機関等が服薬情報を共有することで、重複投与や併用薬による副作用を防止でき、さらには、災害時のバックアップ機能としての対策を講じることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 既存のアプリ（e-お薬手帳）等を利用することにより、最初から構築するよりも効率的な実行ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7】 在宅医療推進事業	【総事業費】 19,816 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 30 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。 【事業効果】 在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○24 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る取組みを支援した。 ○地域の診療所等への働きかけなどにより、在宅医療に取り組む診療所等を増やす活動をコーディネータが行ったことで、在宅医療提供体制の強化を図った。	
有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>平成 26 年度は各地区医師会に配置されたコーディネータが、各地域の医療機関の状況の把握を中心に行うことにより、在宅医療に取り組む診療所等を増やす活動の基盤が整い始めた。平成 27 年度以降は、それぞれの地域特性に応じて在宅医療の拡充を図る取組みをコーディネータが行うことで、在宅医療提供体制の強化を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>コーディネータの質の向上を図るため、グループワークを中心とした研修会を 3 回開催することで、コーディネータの効率的な活動を支援することができたと考える。</p>	
その他	本事業は府内の地区医師会に、在宅医療の充実を目的とした専門人材を配置するという全国でも先進的な取り組みである。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8】 在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・在宅医療推進協議会の設置・運営。平成26年度は1回開催。 【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実	
事業の達成状況	平成26年度においては ○国内示後、協議会の開催に向け関係者間の事前調整を行ったところ、「平成27年度に策定予定の地域医療構想の動向を踏まえ、在宅医療の体制を検討すべき」との結論に至ったため、平成26年度は協議会を開催しなかった。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療にかかる多職種の関係者が一堂に会して協議をすることにより、在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する課題の抽出や対応策の検討等を効果的に行うことができると見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>既存審議会の部会として設置することで、協議会の運営を効率的に行うことができると見込まれる。</p>	
その他	○平成27年度は地域医療構想の策定状況を踏まえ、在宅医療の推進についての議論等をしていただく予定（2回開催予定）	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9】 訪問診療導入研修モデル事業	【総事業費】 390 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療現場での実地研修を含む研修プログラムを受講者 5 人に対しモデル実施 【事業効果】 在宅医療に従事する医師の参入促進	
事業の達成状況	○ 2 か所のモデル地区医師会で実施し、訪問診療に取り組む意向があるが取組めていない診療所の医師（受講生医師） 8 名に対して訪問診療現場での実地研修を行った	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>研修受講後に、受講生医師の一部が在宅療養支援診療所の届け出を行うなど、在宅医療へ取り組む意思の向上が図られたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>今後、他の地区でも同様の研修を実施できるよう、本モデル研修の手順例を策定することで、事業の成果を広めることができると考える。また、地区医師会と協力しながら事業を実施することで、会場の確保などを効率的に行うことができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 病院研修プログラム作成事業	【総事業費】 141 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・ 府内3～4病院をモデル病院に選定し、大阪府版在宅医療研修プログラムを作成、情報提供する。</p> <p>【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実</p>	
事業の達成状況	○ 2か所のモデル病院で実施し、病院従事者151名に対して、在宅医療の推進について理解を深める研修を行った	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>研修受講後のアンケートでは、回答者の約9割が日々の業務の参考となると回答しており、病院従事者の在宅医療の理解が深まったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>今後、他の地区でも同様の研修を実施できるよう、本モデル研修の手順例を策定することで、事業の成果を広めることができると考える。また、地区医師会や市町村と協力しながら事業を実施することで、会場の確保などを効率的に行うことができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11】 精神科病院における訪問看護ステーション整備事業	【総事業費】 8,275 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 精神科病院が設置する訪問看護ステーションを 34 カ所整備 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 精神科長期療養患者の地域移行を進め医療機関の病床削減に資する。 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府域で 6 カ所の訪問看護ステーションを整備・拡充 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>精神科病院における訪問看護ステーションを整備・拡充し、精神障がい者の在宅生活を医療・看護の面から支えることで、長期療養患者の地域移行を進めるとともに、再入院を予防する体制を整えることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業に関する説明会を実施し、訪問看護ステーションの立ち上げに関してアドバイス等を行うことで、効率よく手続きが進み、短期間の事業にもかかわらず年度内に 6 カ所の訪問看護ステーションを整備・拡充できた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための 看護職員等研修事業	【総事業費】 687 千円
事業の対象 となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、 堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内各 5 病院で精神科病院の看護師・カウンセラー等向けに身体合併症患者に対応するための研修を実施（救命医等による研修） 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科救急医療における看護職員の身体合併症対応力の向上 ・ 在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。 	
事業の達成 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受入病院 5 病院 ・ 参加者 26 医療機関 延べ 65 名 	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフに対し、一般救急病院における実地研修を中心とした、身体合併症対応力向上のための研修を実施することにより、身体合併症患者に対する看護等の不安感を和らげ、身体合併症患者の受入をスムーズに行うための下地づくりができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフが、身体合併症患者への対応力を向上することにより、精神科救急医療体制において大きな課題となっている身体合併症患者の受入を円滑に進めることができるようになる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 精神科救急医療におけるトリアージ機能整備事業	【総事業費】 1,836 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・「救急情報センター(救急医療窓口)」と「緊急措置窓口」を統合</p> <p>【事業効果】 在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。</p>	
事業の達成状況	○「救急情報センター」と「緊急措置診察窓口」を統合した窓口を設置するための施設整備を行うことができた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 これまで緊急措置の窓口と精神科救急の窓口を別々に設置していたため、例えば、緊急措置の窓口で診察対象外として断られた場合、再度救急の窓口連絡し、状況説明をしないといけないなど、非常に非効率な部分があったが、窓口を統合することにより、効率的な精神科救急のトリアージ機能の整備を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 窓口を統合することについての意義を、事前に警察や消防に説明し、理解を得ることにより、新体制への移行が効率的に行えた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.14】 精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 155 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・平成 26 年度は実績や予定のある精神科病院 20 ヶ所に対する入院者退院支援委員会支援を実施</p> <p>【事業効果】 精神障がい者の早期退院・地域定着の推進</p>	
事業の達成状況	当該事業期間中、12 の精神科病院において、本事業の対象となる入院者退院支援委員会が 16 回行われた。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、一部の精神科病院において、退院支援委員会が推進され始めた。今後、退院支援委員会が多くの精神科病院において開催されることにより、精神障がい者の早期退院・地域定着の促進を目指す。</p> <p>（2）事業の効率性 精神科病院が開催する退院支援委員会に入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等の招聘を行うことで、効率的に早期の退院支援を推進できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 392,540 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを 104 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 52 台整備 ・ ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を 32 台整備 ・ 訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシとして、水流式歯ブラシを 656 台整備 <p>【事業効果】 在宅歯科診療体制整備の推進</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度は、下記機器を各地区の事情に応じて整備出来た。</p> <p>① 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備 在宅訪問歯科診療専用パッケージ：55 台</p> <p>② 訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ 水流式歯ブラシ：337 台</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業で整備した「在宅訪問歯科診療専用パッケージ」は、従来機器と比較して、質量、サイズともに大幅にコンパクト化した歯科治療基本機器と歯科治療に必要な歯科材料等から構成されており、容易に持ち運ぶことが可能である。これら在宅歯科診療機器を、計画的に配備したことにより、府内各地域の在宅歯科診療実施体制の充実が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業では、府内全域に画一的に機器を整備するのではなく、地域の実情を踏まえ地区歯科医師会を A、B、C に分類し、分類区分に応じて機器を地区の拠点に整備することにより、事業の効率的な執行が出来た</p>	

と考える。

① A地区：在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区

在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科診療用器材パッケージ 4台 (2台)
- ・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 2台
- ・ポータブルレントゲン機器 2台
- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 20台 (10台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

② B地区：在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区

多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科診療用器材パッケージ 2台 (1台)
- ・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 1台
- ・ポータブルレントゲン機器 1台
- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 10台 (5台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

③ C地区：在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区

多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区

【整備機器】 () 内はH26年度整備数

- ・訪問歯科 (居宅用) 水流式歯ブラシ 4台 (2台)

※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備する。

その他

複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.16】 在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 15,209 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療連携室の設置 ・在宅歯科ケアステーションの設置 ・歯科との連携に向けた研修の実施 【事業効果】 在宅歯科医療体制の充実	
事業の達成状況	<p>① 在宅歯科医療連携室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に携わる歯科医師のための資質向上研修会実施（6回） ・各地域からの情報管理 <p>② 地域における在宅歯科医療の推進</p> <p>地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、A、B、C地区それぞれの事業に応じた事業を実施した。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区（16地区） 在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区 【実施事業】在宅歯科ケアステーション（相談窓口）の設置</p> <p>B地区：在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区（13地区） 多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 【実施事業】歯科との連携に向けた研修会（アドバンスコース）実施</p> <p>C地区：在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区（27地区） 多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区 【実施事業】歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース）実施</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科医療連携室では、在宅歯科医療に携わる歯科医師の人材育成を図ることが出来た。 また、在宅歯科医療に関し多職種連携についての取組実績がある地区においては、在宅歯科ケアステーションを設置したことにより、地域包括ケアシステム構築に向けた下地作りを進めることが出来た。 そして、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じ、歯科との連携に向けた多職種連携研修会を実施したことにより、地域の在宅歯科医療の推進を図れたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 本事業では、府内全域で画一的に同一事業を実施するのではなく、地域の実情を踏まえ地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、分類区分に応じた事業を実施し、事業の効率性を図った。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.17】 CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成 事業	【総事業費】 1,601千円
事業の対象 となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、 堺市圏域、泉州圏域、大阪圏域	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・平成27年度から実施予定の研修で使用する教材の作成 【事業効果】 CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した 歯科技工士の人材育成・確保	
事業の達成 状況	CAD/CAMシステムを使用した研修用テキストを初心者（ベーシック 編）と上級者（アドバンス編）の作成及び研修会の参加を促すための周 知広報を行った。	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>周知・広報を実施することにより多くの歯科技工士が研修に参加し やすい環境を整えるとともに作成したテキストを活用した習得度に 応じた技工技術研修会が計画的に実施できる環境が整った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した 歯科技工士の人材育成・確保するため歯科技工関係者からなる「歯科技 工士人材育成事業委員会」（以下「委員会」という。）を組織し研修内容 の検討や研修用テキストの内容の検討及び周知広報の方法などを議論 し決定した。また研修用テキストの作成に関しては、委員会で検討した 内容を忠実に反映させるため別途、テキスト編成委員を設置し委員会と の綿密な連携のもと短期間の間に効率的かつ計画的に仕上げた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.18】 無菌調剤対応薬剤師の育成事業	【総事業費】 3,260 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 無菌調剤に関する研修を実施 【事業効果】 在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進	
事業の達成状況	薬局薬剤師が無菌調剤を行うための研修会を実施した（導入研修 1 回、大学 3 回、無菌調剤薬局 1 回）。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 本事業の実施により、無菌調剤に対応できる薬剤師が育成され、在宅医療の受入体制の推進が図られてきたと考える。	
	（2）事業の効率性 座学による導入研修を事前に行うことにより、大学等では実務研修を重点的に行うことができ、より実践的な研修を効率的に行うことができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.19】 訪問看護推進協議会事業	【総事業費】 3,450 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 訪問看護推進協議会の設置 【事業効果】 訪問看護師の育成・確保	
事業の達成状況	当該事業期間中、大阪府医師会、病院看護部長、訪問看護ステーション管理者、大学教授、看護協会、大阪府の委員構成とし、訪問看護推進協議会を 6 回開催した。 平成 27 年 4 月からは、訪問看護推進協議会は大阪府の医療審議会の在宅医療部会で実施とし、実態調査は大阪府が継続して実施とする。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、大阪府訪問看護ステーションに関する実態調査及び、訪問看護推進事業の企画調整を行ったことにより、利用者のニーズに合わせたケアが提供できるよう、医療機関や訪問看護ステーション間の連携、並びに看護レベルの向上を図るなど訪問看護の推進に寄与できたものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府下の訪問看護ステーションの体制やサービス提供の状況、関係機関との連携等の府の訪問看護事業の実態並びに地域別の整備状況や経年的な動向を把握したことにより、効率的に訪問看護の現状と推進に向けた課題を明らかにすることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.20】 訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 22,900 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援センターの設置 ・訪問看護教育ステーションを 3 か所設置 ・訪問看護事業所における関係機関との連携強化について 250 か所を支援 【事業効果】 在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実	
事業の達成状況	【訪問看護ステーションが連携して機能強化する取り組みを実施】 <ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護相互連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションにおける相互連携数 83 ステーション 訪問看護支援センター及び訪問看護教育ステーション（3 か所）の設置については、【NO.21】訪問看護師確保定着支援事業にて実施。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 本事業の実施により、府内に多い小規模訪問看護ステーション等が、地域での共同広報事業の実施や関係機関との連携、ICTを活用した情報共有等、訪問看護の相互ネットワークが構築され始めたことにより、訪問看護利用者の増加や訪問看護ステーションの機能強化が行え、在宅看護の安定的な供給体制の整備に着手できた。 （2）事業の効率性 訪問看護相互連携事業では、全体事業説明会に加え府内の地域別に説明会を実施し、事業の周知徹底及び本事業の活用（取組）事例を紹介したことにより、事業期間が短い中で効率的な募集ができたと考える。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.21】 訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 17,484 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護学生インターンシップの実施 (30 名) 2 職場を体験する訪問看護実地研修を 20 か所で実施 3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施 4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施 5 勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施 6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施 <p>【事業効果】 訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</p>	
事業の達成状況	<p>【訪問看護師の確保・定着のための取り組みを実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●看護学生インターンシップ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所教員対象向け研修会 2 回開催 ・訪問看護ステーション対象向け研修会 2 回開催 ・インターンシップ実施者数 7 名 (受入れステーション 6 事業所) ●訪問看護実地研修 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 8 名 ●訪問看護師産休等代替職員確保支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・産休等代替職員数 8 名 (産休: 3 名、育休: 5 名) <p>【訪問看護の質の向上のための研修を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護階層別研修 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 41 名 ●訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互研修 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 97 名 ●訪問看護ステーションの管理者間の相互研修 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 78 名 	

	<p>●訪問看護実践研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援センターを設置し、小児訪問看護・難病・精神科疾患など医療依存度の高い利用者への訪問看護の実践をふまえた研修会や、災害対策に備えた研修会、精神訪問看護交流会、小規模多機能事業見学会を実施。また、コンサルテーション等による実務相談を実施。 <p>研修受講者数 289名（研修回数5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育ステーションを府内3か所に設置し、身近な地域において、地域の実情に応じた研修、個々に有する知識・経験等に応じて実践的な体験研修を実施。また、地域で行った研修会は、在宅皮膚排泄ケア研修会・病院の緩和ケアチームと訪問看護の研修会・ターミナルケア研修会・多機能事業交流研修会を実施。 <p>研修受講者数 161名</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護師の確保、資質の向上を図るための各種事業・研修を拡充したことで、訪問看護の安定的な供給体制の整備に着手できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護実践研修では、府内の地域を11ブロックに分け、身近な地域において訪問看護の実践的研修や医療介護の連携事業等を行う教育ステーションを設置することとし、平成26年は3地域・3事業所で実施したことにより、地域の実情に応じた研修会等を効率的に実施できた。</p>
その他	<p>在宅医療の推進、訪問看護の安定的な供給に向けて、地域医療総合確保基金を活用し、訪問看護師の確保、資質の向上とともに訪問看護ステーションの機能強化を図る等、新たに大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会に委託・補助を行い、訪問看護を総合的に推進した。</p> <p>特に、インターンシップ事業は、養成所の看護学生にとって学習意欲を喚起する契機及び職業意識の育成につながり、訪問看護ステーションにとって訪問看護の理解促進及び魅力発信が可能となった。（平成27年度は養成所の看護学生約250名が申込予定。）</p> <p>また、地域で訪問看護人材・訪問看護ステーションを育てる教育ステーションは、平成27年度は府内の11ブロック全域に拡充するとともに、教育ステーションの標準的な事業計画モデルを提示することにより、ステーションが参画しやすい仕組みを提供する等、効果的に取組みを充実化する。</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.22】 一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	【総事業費】 1,196 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	認知症医療における医療連携パス等の作成 (モデル想定：大阪狭山市・吹田市)	
事業の達成状況	<p>(大阪狭山市医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議 2 回開催 参加者 (延べ) 12 名 ・事例検討会 2 回開催 参加者 (延べ) 21 名 ・普及啓発ツールの作成 「 」 800 部作成 <p>(吹田市医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名 ・事例検討会 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名 ・研修会 1 回開催 参加者 (延べ) 12 名 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>認知症に係る在宅医療を推進するため、地域において一般科・精神科の医療機関等がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を提供する体制を整えることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ネットワークを構築し、顔の見える関係になることで、認知症だけではなく、様々な精神科領域に係る在宅医療の推進が期待できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.23】 認知症早期医療支援モデル事業	【総事業費】 487 千円
事業の対象となる区域	泉州圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート医による訪問支援を 3 回実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症医療におけるネットワーク構築 ・在宅医療における認知症患者の支援体制構築 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポート医等における訪問支援数：2 例 ○対応困難事例についての事例検討会の開催：4 回、参加者（延べ） 36 名 ○事業啓発のための冊子作成：「我ら認知症お助け隊」 3,300 部作成 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>泉州圏域において、サポート医による訪問支援や対応困難事例についての事例検討会を行うことにより、認知症医療におけるネットワーク構築の基礎ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>冊子による事業の啓発やサポート医による実践的な支援により、効率的に認知症早期医療支援体制が構築できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.24】 小児のかかりつけ医育成事業	【総事業費】 2,676 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26 年度は物品購入（参考：27 年度に研修会開催 4 回（予定）） 【事業効果】 医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進	
事業の達成状況	平成 26 年度において、患者シミュレータ（研修用ナーシングベビー）を二式購入した。 研修用消耗品の購入も行った。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を実施する。 研修に際し、患児の心音・呼吸・脈拍等の表示を作業の手際に合わせて変動させることができる高度な患者シミュレータを用いることにより、実態に近い逼真的な訓練を行えることから学習効果を高めることが可能である。 （2）事業の効率性 上記取り組みにより効率的なかかりつけ医の育成体制を構築することができる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業在宅医療体制の強化	
事業名	【NO.25】 糖尿病医療連携推進事業	【総事業費】 846 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成 ・糖尿病医療連携に関する研修カリキュラム、リーフレットの策定及び研修会の開催、周知、広報等の実施 【事業効果】 在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化	
事業の達成状況	「糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）」の策定等に向け、専門医とかかりつけ医の連携などに関して、府の現状や課題を把握するために、調査票を作成した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>調査票については、糖尿病患者に対する医療機関の連携状況などを詳細に把握できる内容となっていることから、府内の現状や課題を把握することが期待でき、「糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）」の策定や研修会の実施に有効に活用できると考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>調査票については、糖尿病患者の通院の有無と通院している場合の診療内容を把握するための「予備調査票」、通院している場合の医療機関用調査票（専門医療機関用、専門外医療機関用）の 2 段階にわけて作成したことで、医療機関に効率的な調査が実施できると考える。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.26】 難病患者在宅医療支援事業	【総事業費】 2,792 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、 大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導する。 ・豊能圏域：研修会開催 2 地域 ・三島圏域：研修会開催 2 地域 ・大阪市南部・堺市圏域：研修会開催 2 地域 ・南河内圏域：研修会 2 地域 ・泉州圏域：研修会開催 2 地域 	
事業の達成状況	<p>○5 圏域で研修会 2 回を開催。</p> <p>○難病専門病院、医師会会員を含めた地域医療機関の医師、看護師、リハビリ職、MSW や介護職、保健師等、幅広い職種の出席が得られた。</p> <p>○研修テーマとして、難病法、入院から在宅への移行、人工呼吸器装着患者のケア、難病患者のリハビリテーション等が取り上げられ、参加者から連携や具体的な在宅療養の内容を知りたいとの希望があった。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域の難病専門病院が主催する研修で難病患者の実態を発信することで、地域関係機関のスタッフは、実際に診断や治療、ケアや患者の状態について知る専門スタッフから聞くことができる。リアリティのある研修内容によって、専門スタッフの知識をより向上させるものとなる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域関係機関だけでなく、専門病院が研修主催することで専門病院所属の医師・看護師等のスタッフが出席することにより、知識の共有が可能となるとともに、専門医療機関と地域関係機関の顔の見える関係づくりの一助となる。</p>	
その他	研修の結果、地域関係機関は連携やより具体的な内容について知ることを望んでいることがわかった。	

	<p>次年度に予定している実際の患者へ専門医療機関スタッフとの同行訪問やその訪問の経験を含めた研修を実施することは、より具体的な内容を地域関係機関スタッフに伝えることが可能となるため、難病患者を支える地域関係機関の拡大とスキルアップには、有効であると考えられる。</p>
--	---

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.27】 在宅療養における栄養ケア事業	【総事業費】 297 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・連絡会議の開催 8 圏域×1 回 【事業効果】 在宅医療体制の充実	
事業の達成状況	地域で活動する地域活動栄養士、食生活改善推進員、ケアマネジャー等の多職種が連携するための研修会を全地域 7 会場で開催した (大阪市と堺市合同実施)	
事業の有効性・効率性	1) 事業の有効性 府内地域で活動する地域活動栄養士、食生活改善推進員、ケアマネジャー等の多職種が連携するための研修会により栄養ケアの重要性を周知する場となった。 (7 会場 667 人参加) (2) 事業の効率性 府内全域において、地域の在宅療養者の課題を共有し、多職種が共同で、栄養ケアの効果的な推進が実践できるよう、先行事例によって、効率的な研修が行われた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.28】 緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 6,249 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療の正しい知識の普及事業を平成 26 年度 16 カ所で支援 ・緩和医療人材養成等事業の内、初任者研修等を平成 26 年度 15 カ所で支援 【事業効果】 緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現	
事業の達成状況	平成 26 年度においては <ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療の正しい普及啓発事業を 5 カ所で支援 ・緩和医療人材養成事業の内、在宅における緩和医療のあり方に関する研修等を 9 カ所で支援(研修参加者約 900 名) 	
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発資料の作成支援等により緩和医療の正しい理解の普及を促進した。 ・緩和ケアに携わる人材養成を行い、緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制の整備を図った。 (2)事業の効率性 <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療拠点病院を中心に行うことで、患者に対し効率的な普及啓発を行った。 ・医師会、がん診療拠点病院を中心に行うことで、病院や診療所、訪問看護ステーションなどの関係者に対して効率的に事業推進を行った。 	
その他	緩和医療提供体制の整備の一層の推進には、より多くの事業者へ支援を行い、緩和ケアの普及啓発を行っていく必要がある。 医師会が主催する緩和医療人材養成事業では、在宅における病状緩和や地域の医療資源との連携、多業種連携・在宅医療との連携など、緩和医療に関する幅広い内容の研修を効果的に開催することができた。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.29】 在宅医療充実のための死因究明の技術向上事業	【総事業費】 170,000 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・画像診断（A i）のためのCT車を整備</p> <p>【事業効果】 在宅での看取り技術向上による在宅医の負担軽減</p>	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○ 死因究明のあり方を検討する中で、CT搭載車両の活用及び運用のあり方について検討中。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 死因判定にかかる在宅医の負担を軽減することで、在宅医療の拡大を図るとともに、より正確な死因究明によるデータを活かして、在宅医療の充実、より適切な医療・介護サービスの提供が見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性 大阪大学と連携して事業を執行することにより、事業の効率化を見込んでいる。</p>	
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 8,017 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 医療勤務環境改善支援センターの設立・運営 【事業効果】 医療従事者の勤務環境改善	
事業の達成状況	「大阪府医療勤務環境改善支援センター」を平成 27 年 1 月に開設し、平成 26 年度は下記の事業を実施した。 ・ 支援センターに関する広報活動 ・ 医療勤務環境に係る現状調査 ・ 医療機関からの相談対応 ・ 研修会の開催 など	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。 (2) 事業の効率性 本事業の効率性 広報・調査・相談窓口と多角的に事業を展開することで勤務環境改善に向けた取り組みの効率性を図った。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31】 医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備	【総事業費】 67,854 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 【事業効果】 医療従事者の勤務環境向上	
事業の達成状況	府内の特定機能病院を対象とした、医師事務作業補助者の配置に要する経費の一部に対する支援を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する支援を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 前年度の逆紹介率に応じて補助率を決定することにより地域の医療機関との連携を推進するという副次効果を狙い事業の効率性を図った。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.32】 病院内保育所施設整備費補助事業	【総事業費】 21,041 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助する。 【事業効果】 看護職員の定着	
事業の達成状況	・看護師を含む医療従事者の定着対策並びに再就業を促進するため、病院内保育所を新設する病院 3 施設に対して補助を行った。 ・看護職員の勤務環境の改善を行い離職防止を図るため、カンファレンスルームを新設する病院 1 施設に対して補助を行った。	
事業の有効性・効率性	有効性 従来より医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助してきたが、基金事業に移行したことで補助率を上げることにより（1/3→1/2）院内保育所の施設整備を推進した。 効率性 申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 337,632 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (公立病院は、平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助 【事業効果】 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進	
事業の達成状況	○98施設に対して補助金を交付した。 ○近隣医療機関の医療従事者の児童を受入れる施設（公立病院の院内保育所にも同条件で加算部分のみ補助を行えるように補助対象を拡大）に加算を行った。	
事業の有効性・効率性	（1）有効性 民間事業者だけでなく国立、公立に補助対象を広げたこと、近隣医療機関の医療従事者の児童を受入れる施設にのみ加算を行ったことにより国公立の医療従事者及び院内保育所を持たない病院に勤務する医療従事者の離職防止及び再就職の推進に寄与した。 （2）効率性 申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 44,526 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援センターの運営 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診療科目・地域偏在を軽減 	
事業の達成状況	府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師配置を推進した	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>府内の医学部設置大学及び病院の協力の下、救急医療・周産期医療をはじめとした分野の研修を受け入れるネットワーク体制を構築し、医師の意向も踏まえながら効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う中で、地域におけるバランスのとれた医師配置を推進したと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府全体において、まとまった研修ネットワーク体制を構築したことにより、効率的な事業運営ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35】 新人看護職員等研修事業	【総事業費】 47,522 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修） ・専任教員養成講習会 ・実習指導者講習会の実施 <p style="text-align: center;">【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止 ・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る。 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員等研修事業 新人看護職員研修実施数：97 病院（対象は 300 床未満の病院） 医療機関受入研修実施数：12 病院 多施設合同研修受講者数：302 名 ・専任教員養成講習会受講者数：49 名 ・実習指導者講習会受講者数：240 名 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>新人看護職員の基本的臨床実践能力の獲得及び早期離職防止の推進に寄与した。また専任教員養成、実習指導者講習会については、看護師等養成所の看護教員及び実習指導者の資格取得質の向上に寄与した。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>研修の機会を広く周知し、申請書の提出と併せて電子データの提出を求めたことにより、内容を効率的に審査し財源を有効に執行できたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 1,914,664 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等学校養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助 ・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助 ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助 【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等における看護職員の確保を図るため、新築、改築等の施設整備を実施した看護師等養成所 3 カ所に補助を行った。 ・助産師研修施設の改修等施設整備を行う事業者 1 カ所に補助を行った。 ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所 1 カ所に対して設備整備費の補助を行った。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 施設設備の整備を行い、看護職員の教育環境を改善することにより、質の高い看護職員の養成ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 事前に各養成所に意向調査を実施、状況を把握することにより適切な補助執行を実施できた。</p>	
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 877,892 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助 【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着	
事業の達成状況	医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所の 38 カ所 54 課程に対し、運営費に係る経費の一部を補助した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に学年定員の 5～10%程度の学生を参加させる養成所に対しては原則として基準額どおり補助金を交付し、参加させない場合は減額することとしたことにより、養成所における学生の在宅看護への関心を高めることができた。</p>	
その他	養成所が学生に対して訪問看護ステーションインターンシップ事業への参加を促すことにより、同基金事業である大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業の計画的、効率的な実施が可能となっている。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.38】 産科小児科担当医等手当導入促進事業	【総事業費】 409,896 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助 ・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助 ・NICU に入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助 【事業効果】 産科小児科担当医の確保	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○産科医分娩手当については、80 機関（40 病院、36 診療所、4 助産院）に対し補助 ○産科研修医手当については、9 病院に対し補助 ○新生児担当医手当については、7 病院に対し補助	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 産科や小児科（新生児）科の医師などの処遇改善を行うことによって、将来の産科等医療を担う医療機関や医師確保につながったと考える。 （2）事業の効率性 本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図る。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保と資質向上に関する事業	
事業名	【NO.39】 精神科救急医育成事業	【総事業費】 1,564 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し（平成 26 年度 1 クール）、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。 【事業効果】 精神科救急医の確保	
事業の達成状況	○精神科救急医育成事業講習会は、24 医療機関から 92 名の参加者があり、そのうち精神科医および精神科研修医等は 30 名であった。 ○精神科病院における実施研修は、16 医療機関で 47 回実施され、参加者は延べ 94 名であった。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 精神科医、精神科研修医等を対象に、講習会や病院での実地研修を行うことで、精神科救急に携わる動機づけを高めることができ、今後の精神科病院における精神科救命医の確保につなげることができた。 （2）事業の効率性 本事業の実施で、府内の精神科病床をもつ医療機関 60 か所のうち、24 機関から講習会の参加があり、また 16 機関で実地研修が実施されたことから、効率的に精神科救命医の育成ができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.40】 小児救急電話相談事業	【総事業費】 43,434 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・小児科医の支援体制のもと、看護師が保護者等からの夜間における小児の急病等の電話相談に応じる。</p> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の安心確保 ・適切な受診行動を促進 ・夜間における小児科医の負担軽減 	
事業の達成状況	<p>○365 日、夜 8 時から翌朝 8 時まで、電話相談対応を実施 (26 年度相談対応件数：45,167 件)</p> <p>○相談業務の質の向上を図るため、相談員に対し研修会を実施 (26 年度研修回数：6 回)</p> <p>○事業運営にかかる課題把握や情報共有のため、関係者による運営会議を開催 (26 年度実施回数：12 回)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>テレビ取材を受けるなど、注目を浴び、相談件数は前年度比で、約 5,000 件増加した。このことから、保護者からの高い需要があることがわかる。また、相談件数全体のうち、救急車を呼ぶようにとの助言は約 400 件あり、適切な受診行動の促進に役立っている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大阪府として事業を実施することで、府内全域に対応することが可能となっている。また、医療機関受診先の紹介にあたっては、初期救急医療機関の案内のほか、救急医療情報センターの紹介など、他の機関への橋渡しも行っており、救急医療資源の効率的な利用が図られている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.41】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 118,979 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保 ・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保 	
事業の達成状況	<p>本事業により休日・夜間における入院治療等が必要な小児救急患者を受け入れる救急医療体制を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参画医療機関：36 ○受入人数：113,363 人（入院：15,629 人、外来：97,734 人） 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により輪番等で受入医療機関を確保することで、医師をはじめとする医療従事者確保の観点から受入体制の確保が容易ではない休日・夜間の小児救急医療体制について、小児救急患者の円滑な搬送受け入れが促進されるとともに、小児救急医療に従事する医師等の負担軽減につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町村が行う地域ブロック単位での小児救急医療体制運営事業に対して助成をすることによって効率的に小児救急医療体制を確保することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.42】 救急搬送患者受入促進事業	【総事業費】 8,302,736 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 二次救急医療機関の受入困難な事案の受入実績に応じた補助 【事業効果】 救急搬送体制強化による救急の医師の負担軽減	
事業の達成状況	救急隊が搬送先選定に難渋する救急事案について、医療機関での積極的な受入れを促進した。 ○26 年度補助機関：187 機関 ○本事業による受入件数：27,599 件 【内訳】 ・ 要介護状態の高齢者（65 歳以上）：22,952 件 ・ 精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案：3,208 件 ・ 整形外科、脳神経外科の協力が必要な小児傷病者（15 歳未満）：1,296 件 ・ まもって NET 事案※：143 件 ※緊急度が高い傷病者について、5 件以上の搬送連絡を行う、あるいは、30 分以上現場に滞在して搬送連絡を行っても、受入医療機関が確保できない事案	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 医療機関が受入を難渋すると思われる 4 条件のいずれかに適合する患者の受入について、補助を実施した結果、当初予測よりも多くの受入があった。 （2）事業の効率性 受入実績に応じた補助を実施することで、受入医療機関へのインセンティブにつながり、効率的な事業執行となった。	
その他	本事業では補助対象となる患者情報を ORION（Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system：救急搬送支援・情報収集・集計分析システム）へ入力することを補助要件とし	

	<p>ており、これにより先に救急隊が ORION に入力した病院前情報との突合が可能となり、救急搬送・受入れの実態のデータによる検証にもつながる。</p>
--	---

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.43】 女性医師等就労環境改善事業	【総事業費】 272,068 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる、代替医師の件数や研修経費等の一部を補助</p> <p>【事業効果】 女性医師の就労環境改善による人材確保・定着</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <p>○「就労環境改善」を行った 36 医療機関に対し補助</p> <p>○女性医師等の就労環境の改善を行うことによって、医師の確保・定着を図った</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業を実施することによって、補充困難な診療科の医師や離職を検討していた医師が引き続き勤務が可能となるなど、医師確保・定着の取組に有効であったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図る。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.44】 ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 67,146 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナースセンター事業の運営支援 ・ 看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在看護職員の就業促進 ・ 看護師等修学資金貸付金の ICT 化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着 	
事業の達成状況	<p>●ナースセンター事業</p> <p>①就業協力員の配置 啓発・広報や府内医療機関やハローワーク等関係機関との連携を行う就業協力員を増員し潜在看護職員の支援を行った。</p> <p>②ナースバンクの実施（無料職業紹介） 新規求職登録者数 3 7 1 2 名 就職者数 1 5 7 5 名</p> <p>③再就業支援講習会の実施（10回） 全受講者 1 2 1 名うち 1 0 5 名が就業（86.8%）</p> <p>④ナースセンター・ハローワークとの連携モデル事業を実施 ナースセンター相談員がハローワーク 4 か所にそれぞれ月 1 回づつ巡回を行った。</p> <p>⑤リフレッシュ研修の実施（2回） 受講者数 1 0 5 名</p> <p>⑥離職看護師の届出制の周知のためのチラシ、パンフレットを作成して配布した。</p>	

	<p>●看護師等修学資金貸付金の債権管理・回収業務委託事業 平成 26 年度においては、民間事業者との委託契約締結。 (平成 30 年 3 月 31 日までの債務負担契約) また、債権管理データベースの構築 (紙ベース情報のデータ移行)、 大阪府向けシステム改修を実施し、ICT 化を推進した。</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>●ナースセンター事業 (1) 事業の有効性 積極的な広報活動によりナースセンターの認知度が向上し、新規求職登録者数、就職者数を増加させることができた。 (2) 事業の効率性 ハローワークと連携したことによりナースセンターと別々に行っていた看護師の就業支援を効率的に行うことができた。</p> <p>●看護師等修学資金貸付金の債権管理・回収業務委託事業 (1) 事業の有効性 貸付金の管理及び未収金の回収業務は、専門的な知識と経験等を有する民間事業者に委託することにより、債権管理回収業務の適正化及び未収金の効果的な収納を図る体制が整備された。 (2) 事業の効率性 貸付後から免除又は返還までの管理、及び正常債権と滞納債権を一括で管理するデータベースを構築し、包括的に業務を委託したことにより、正確・迅速に貸与者の状況把握が可能となり、効率的に確認・アプローチできる仕組みが整備された。 また、費用対効果の観点から、大阪府でシステムを新規構築・所有・運用するコストと比較し、委託業者のシステムを利用する手法を選択し、費用を抑制できた。</p>
<p>その他</p>	<p>○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。</p>

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【NO.45】 在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	【総事業費】 18,234 千円								
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
事業の目標	・ 歯科衛生士養成所への施設・設備整備 【事業効果】 歯科衛生士の人材育成・確保									
事業の達成状況	平成 26 年度は、府内 4 校に在宅歯科医療を提供できる歯科衛生士を育成するための実技実習等に必要な下記の教育用設備、器材を整備した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>口腔ケアモデル</td> <td>15 台</td> </tr> <tr> <td>ポータブル吸引器</td> <td>9 台</td> </tr> <tr> <td>聴診器</td> <td>35 台</td> </tr> <tr> <td>パルスオキシメーター</td> <td>21 台</td> </tr> </table>		口腔ケアモデル	15 台	ポータブル吸引器	9 台	聴診器	35 台	パルスオキシメーター	21 台
口腔ケアモデル	15 台									
ポータブル吸引器	9 台									
聴診器	35 台									
パルスオキシメーター	21 台									
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 整備した教育用設備、器材を活用した実技実習が新年度、当初から開始できる環境が整った。 (2) 事業の効率性 本事業では、画一的に機器を整備するのではなく、定員やカリキュラムなど養成所の実情を踏まえて、府が指定した教育用機器等から養成所側が整備台数、必要な設備・機器を選択し設置することにより、教育用機器等を効率的に整備した。									
その他	○複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。									

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【NO.46】 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	【総事業費】 22,000 千円								
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士の学校・養成所の初度設備整備を 2 校で実施 【事業効果】 歯科衛生士の育成・確保									
事業の達成状況	府内で新規開校した 2 校に初度設備整備に必要な以下の教育用機器等を整備した。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">歯科用ユニット</td> <td style="padding-left: 10px;">1 1 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">歯科用吸引器</td> <td style="padding-left: 10px;">2 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">超音波洗浄器</td> <td style="padding-left: 10px;">1 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">モニター装置</td> <td style="padding-left: 10px;">1 式</td> </tr> </table>		歯科用ユニット	1 1 台	歯科用吸引器	2 台	超音波洗浄器	1 台	モニター装置	1 式
歯科用ユニット	1 1 台									
歯科用吸引器	2 台									
超音波洗浄器	1 台									
モニター装置	1 式									
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 27 年 4 月に 2 校が新規開校し、府内の歯科衛生士養成所（校）は、13 校となり、より多くの歯科衛生士を志望する学生に対し門戸を広げ、優秀な歯科衛生士を育成するための環境が整った。 (2) 事業の効率性 本事業では、画一的に機器を整備するのではなく、府から指定した教育用機器の中から養成所の規模や定員に応じて学校側が選択し設置することにより、教育用機器等を効率的に整備した。									
その他										